

2015年目標

年内完結・速修（4月入学）コース

第1回体験講義用
テキスト

基本テキスト

消費税法

CONSUMPTION TAX



TEXT 1

テキスト

<今回の学習内容>

第1回講義 使用ページ
年内完結 P 3～31

消費税法 年内完結コース 基本テキストNo.1 コントロールタワー

回数	学 習 内 容	基本テキスト	トレーニング	ポイントチェック	理論マスタ 理論テキスト
第1回	消費税の概要 国内取引の課税の対象 輸入取引の課税の対象	P. 3 ～ P. 31	問題1 ～ 問題12	1 2 3	
第2回	国内取引の課税の対象 国内取引の非課税	P. 35 ～ P. 69	問題13 ～ 問題20	2 4	1-1 1-2 1-3
第3回	免税取引 国内取引の課税標準 税 率	P. 73 ～ P. 97	問題21 ～ 問題29	6 16 18	1-4 1-5 2-1
第4回	実力テスト（通信添削問題） 輸入取引の課税の対象 輸入取引の非課税 輸入取引の課税標準 売上げに係る対価の返還等 貸倒れ	P. 101 ～ P. 129	問題30 ～ 問題34	3 5 17 27 28	1-1 1-3 2-1 3-13 3-14

凡 例

＜略式名称＞	＜正式名称＞
法	消費税法
法附則	消費税法附則
令	消費税法施行令
令附則	消費税法施行令附則
規	消費税法施行規則
基 通	消費税法基本通達
措 法	租税特別措置法
措 令	租税特別措置法施行令
措 規	租税特別措置法施行規則
措 通	租税特別措置法通達
国通法	国税通則法
国通令	国税通則法施行令
国通規	国税通則法施行規則
法 法	法人税法
法 令	法人税法施行令
所 法	所得税法
所 令	所得税法施行令
関税法	関税法
関税令	関税法施行令
関定法	関税定率法
関定令	関税定率法施行令
輸徴法	輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律
災免法	災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律

引用例

法2①八	消費税法第2条第1項第八号
基通5-2-1	消費税法基本通達5-2-1

章番号	テ マ	テ キ ス ト			
		No. 1	No. 2	No. 3	No. 4
1	消費税の概要	●			
2	課税の対象	●			
3	非課税	●			
4	免税	●			
5	納税義務		●		●
6	課税標準および税率	●			
7	仕入に係る消費税額の控除（原則）		●		
8	仕入に係る消費税額の控除の特例		●	●	●
9	仕入に係る消費税額の調整			●	
10	その他の税額控除	●			
11	資産の譲渡等の時期				●
12	課税期間			●	
13	納税地			●	
14	申告等		●	●	
15	届出等				●
16	国等に対する特例				●

(注) は基本テキストNo. 1の収録部分を示す。

<メ モ>

消費税法 年内完結コース 理論暗記予定表

講義の回数	暗記予定理論	ラ ン ク	出題 予告	理 論 マスター	目標 時間
No. 1	第1回 国内取引の判定	B		1-2	25分
	第2回 課税の対象 非課税	A	①	1-1	25分
		B		1-3	20分
	輸出免税等	B	①	1-4	15分
	第3回 輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税 課税標準及び税率	C		1-5	35分
		B	①	2-1	25分
	第4回 売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除 貸倒れに係る消費税額の控除等	B		3-13	25分
		B	②	3-14	30分
No. 2	第1回 小規模事業者に係る納税義務 前年等の課税売上高による納税義務の免除の特例	A	②	1-6	40分
		B		1-7	15分
	第2回 仕入れに係る消費税額の控除 帳簿等の意義	A	②	3-1	50分
		B		3-2	20分
	第3回 仕入れに係る対価の返還等 課税貨物に係る消費税額の還付 引取りに係る課税貨物の申告制度	B		3-5	30分
		C		3-6	30分
		B		4-4	30分
	第4回 確定申告制度 還付を受けるための申告制度	A	③	4-2	30分
		B		4-3	15分
No. 3	第1回 非課税資産の輸出等 棚卸資産に係る消費税額の調整	B	③	3-4	30分
		B		3-9	30分
	第2回 課税売上割合が著しく変動した場合の消費税額の調整 調整対象固定資産を転用した場合の消費税額の調整	B	③	3-7	35分
		B		3-8	30分
	第3回 中間申告制度 納税地	A		4-1	45分
		C		1-20	30分
	第4回 課税期間	A		1-19	35分
No. 4	第1回 中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例	A	④	3-10	40分
	第2回 長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例 工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例 小規模事業者に係る資産の譲渡等の時期等の特例 国、地方公共団体に対する特例（仕入税額）	A	④	1-16	30分
		B		1-17	30分
		C		1-18	15分
		C		5-3	20分
	第3回 相続があった場合の納税義務の免除の特例 合併があった場合の納税義務の免除の特例	B		1-8	15分
		B	④	1-9	25分
	第4回 会社分割があった場合の納税義務の免除の特例 新設法人の納税義務の免除の特例 特定新規設立法人の納税義務の免除の特例 納税義務の免除が適用されなくなった場合等の届出	B		1-10	40分
		B		1-11	15分
		B		1-12	25分
		C		5-1	15分

①・・・・・・No.1 テキスト暗記予定理論

②・・・・・・No.2 テキスト暗記予定理論

③・・・・・・No.3 テキスト暗記予定理論

④・・・・・・No.4 テキスト暗記予定理論

テーマ 1

消費税の概要

理論：重要度 ★

計算：重要度 ★

これから消費税法を学習するにあたり、学習の範囲や法律の体系及び基礎的知識を身に付ける必要がある。ここではそれらの内容を確認していくこととする。



このテーマの学習内容

テーマ番号	学 習 内 容	学習回数
1－1	消費税の学習範囲	No. 1 第 1 回
1－2	消費税の性格	No. 1 第 1 回
1－3	消費税の仕組み	No. 1 第 1 回

1-1 消費税の学習範囲

税理士試験における消費税法の出題範囲は、「消費税法。消費税法に関する事項のほか、租税特別措置法、国税通則法など消費税法に関連する他の法令に定める関係事項を含む。」となっている。

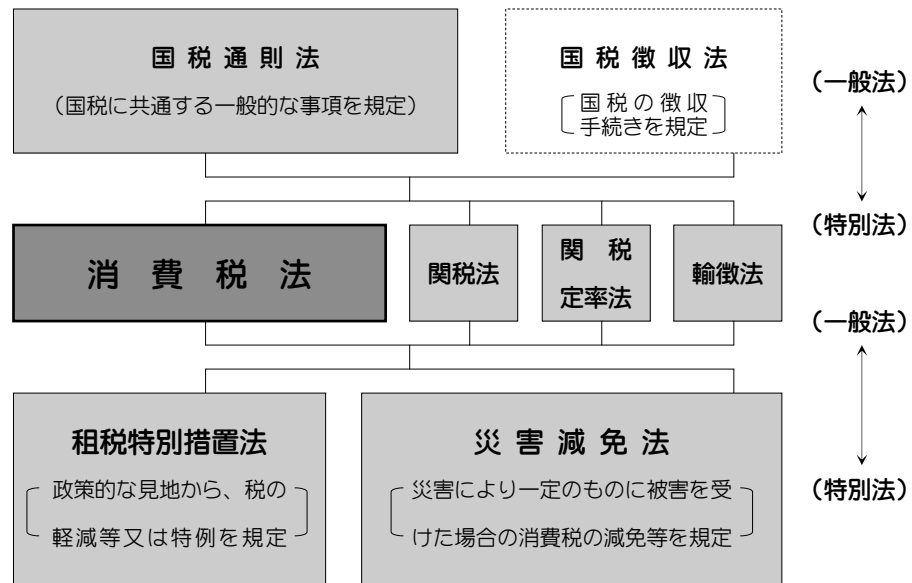
具体的には、次のものが該当する。

- | | | |
|---------|-------------------------|-----------|
| ① 消費税法 | ② 国税通則法 | ③ 租税特別措置法 |
| ④ 災害減免法 | ⑤ 国税徴収法 | ⑥ 関税法 |
| ⑦ 関税定率法 | ⑧ 輸入品に対する内国消費税の徴収に関する法律 | |

ただし、上記の各法律のうち「⑤ 国税徴収法」は、独立した試験科目として実施されるため、出題範囲からは除かれている。

1 各法律の関係

これらの学習範囲に含まれる各法律の関係を図示すると次のようになる。



※ 各法律の適用については、特別法は一般法に優先して適用される。

上記の各法律の中で、学習の中心となるのは「消費税法」であり、その学習の9割以上を占めることとなる。

2 消費税法の構成

(1) 税法の構成

法 律	施 行 令	施 行 規 則	基 本 通 達
法 律 (本 法)	国会で定められたもので、法の根幹をなす重要事項である。		
施 行 令 (政 令)	内閣が制定する命令で、技術的、専門的事項の細目等を定めたものである。		
施 行 規 則 (省 令)	財務大臣、各省大臣が発する命令で、手続的、様式的事項を定めたものである。		
基 本 通 達	上級行政庁が、法令の解釈や運用方針などについて、下級行政庁に発する命令、指令で、租税においては、国税庁長官によって行われている。しかし、基本通達は直接拘束力を持つものではない。		

(2) 消費税法の法律構成

【法 律】(第1条～第67条)	
第1章 総 則 (第1条～第27条)	① 定 義 ② 課税の対象 ③ 納税義務者及び免税事業者 ④ 納税義務の成立 ⑤ 納税地
第2章 課税標準及び税率 (第28条・第29条)	① 課税標準 ② 税 率
第3章 税額控除等 (第30条～第41条)	① 消費税額の控除
第4章 申告、納付、還付等 (第42条～第56条)	① 中間申告 ② 確定申告 ③ 還付を受けるための申告 ④ 引取りの申告 ⑤ 中間申告による納付 ⑥ 確定申告による納付 ⑦ 引取りに係る納付 ⑧ 還 付 ⑨ 更正の請求
第5章 雑 則 (第57条～第63条)	① 届 出 ② 帳簿の備付け等 ③ 国、地方公共団体等に対する特例 ④ 価格の表示
第6章 罰 則 (第64条～第67条)	① 消費税のは脱犯 ② 無申告犯 ③ 秩序犯
【附 則】	① 経過措置 ② 消費税法施行に伴う他法の一部改正
【別表第一】	非課税項目 (国内取引)
【別表第二】	非課税項目 (輸入取引)
【別表第三】	特殊法人等

1-2 消費税の性格

1 消費税は、ものの消費に対して広く薄く課税

消費税は、酒税などのように特定の物品やサービスに課税する「個別消費税」とは異なり、原則として国内におけるすべての商品の販売、サービスの提供に対して課税されている。

また、輸入取引に関しても、国内で消費することを目的としていることから、課税されている。

このように、消費税は消費に広く薄く負担を求めるという観点から、「一般消費税」と呼ばれている。

法 律	課 税 対 象	税 率
消費税法	物やサービスの消費（広く課税）	一律8%（薄く課税）
所得税法	個人の所得	5%～45%超過累進課税
法人税法	法人の所得	25.5%（普通法人等）
相続税法	財 産	10%～55%超過累進課税

2 消費税の課税権者

税を課す者（課税権者）が誰であるかという観点で税金を区分した場合、国が課す税金を「国税」、都道府県等の地方公共団体が課す税金を「地方税」という。

消費税の税率は8%であるが、この内訳は、**国税6.3%、地方税1.7%（注）**となっている。

なお、受験においては、**国税6.3%部分に着目**して学習することとなる。

国 税	「消費税(税率6.3%)」「法人税」「所得税」「相続税」等
地方税	「消費税(税率1.7%)」「固定資産税」「事業税」「住民税」等

（注）消費税率（国・地方）の10%への引上げが予定されていますが、教材作成時にはまだ不確実な部分があるため、本教材における当課税期間（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）は、8%の税率を前提として作成しています。

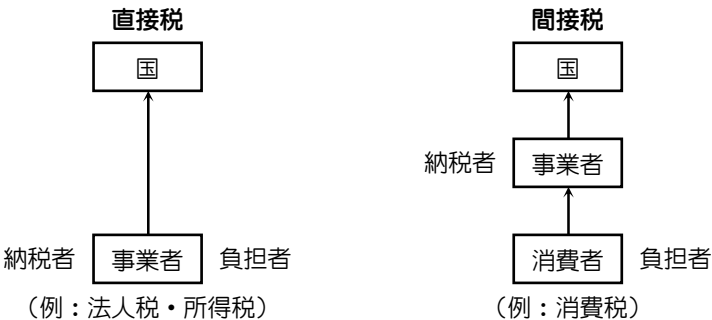
また、従前（平成26年3月31日まで）の消費税の税率は5%であり、この内訳は、国税4%、地方税1%となっている。

3 消費税は間接税である

納税者が誰であるかという観点で税金を区分した場合、税の負担者と納税者が同一である税金を「**直接税**」、税の負担者と納税者が異なる税金を「**間接税**」という。

消費税は、法律上の納税者と実際の税の負担者が一致せず、税負担の転嫁が行われることから、間接税であるといえる。

【図 解】



直接税	「法人税」「所得税」「相続税」等
間接税	「消費税」「酒税」等

4 消費税の徴収方法

税金の徴収方法によって税金を区分した場合、「申告納税方式」と「賦課課税方式」とに区分される。

消費税法は、国内取引に関しては「**申告納税方式**」を採用し、輸入取引に関しては「**申告納税方式**」と「**賦課課税方式**」の両方を採用している。

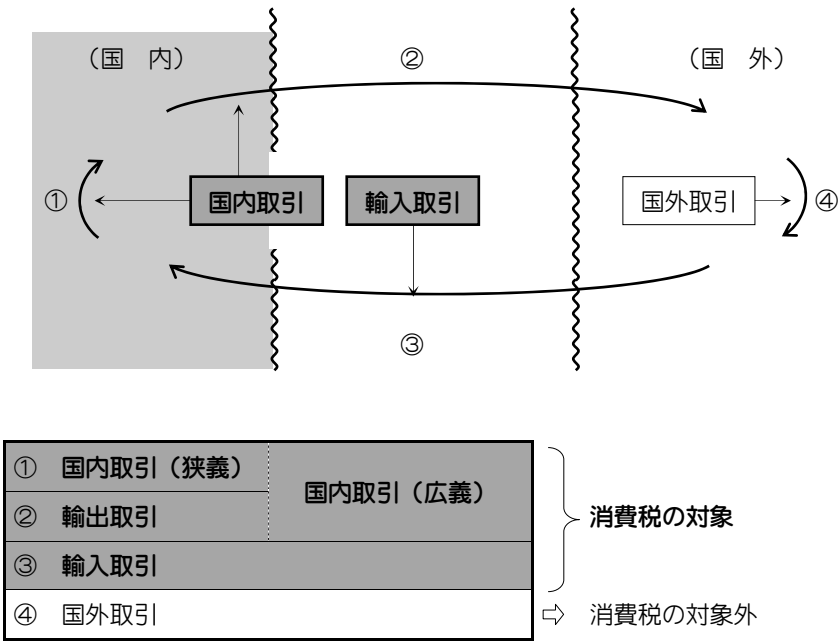
申告納税方式	税金を納税者自らが計算し、自らが申告して納める方法 ⇒「消費税(国内取引)」「消費税(輸入取引)」「法人税」等
賦課課税方式	税金を課する国や地方公共団体が税額を計算し、その計算された税額を納める方法 ⇒「消費税(輸入取引)」「固定資産税」「不動産取得税」等

5 国内取引・輸入取引

取引を大きく区分すると、①「国内取引」②「輸出取引」③「輸入取引」④「国外取引」に分けられる。

消費税においては、①「国内取引」と②「輸出取引」をまとめた広い意味での「国内取引」と③「輸入取引」を課税の対象取引としている。

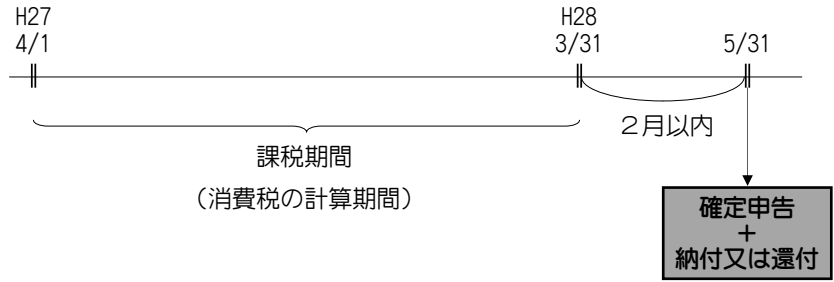
【図 解】





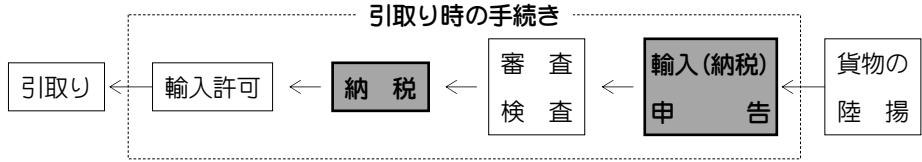
参 考 消費税の申告及び納付等の流れ

(1) 国内取引（例：3月決算法人の場合）



※ 事業者によっては、課税期間の中途において、納付税額の一部前払いとして中間申告及び納付を行う。

(2) 輸入取引



6 消費税法学習上の用語

事業者	「個人事業者」と「法人」をいう。
課税期間	個人事業者：1月1日～12月31日（暦年） 法人：事業年度（例：4月1日～翌年3月31日）
売上げ	消費税法における「売上げ」は、会計における売上げより広い概念である。棚卸資産に限らず、資産等を売ればすべて「売上げ」となる。
仕入れ	「売上げ」同様、棚卸資産に限らず、資産等を買えばすべて「仕入れ」となる。
課税売上げ	上記の売上げのうち消費税が課税されるものをいう。
課税仕入れ	上記の仕入れのうち消費税が課税されるものをいう。

1 - 3 消費税の仕組み

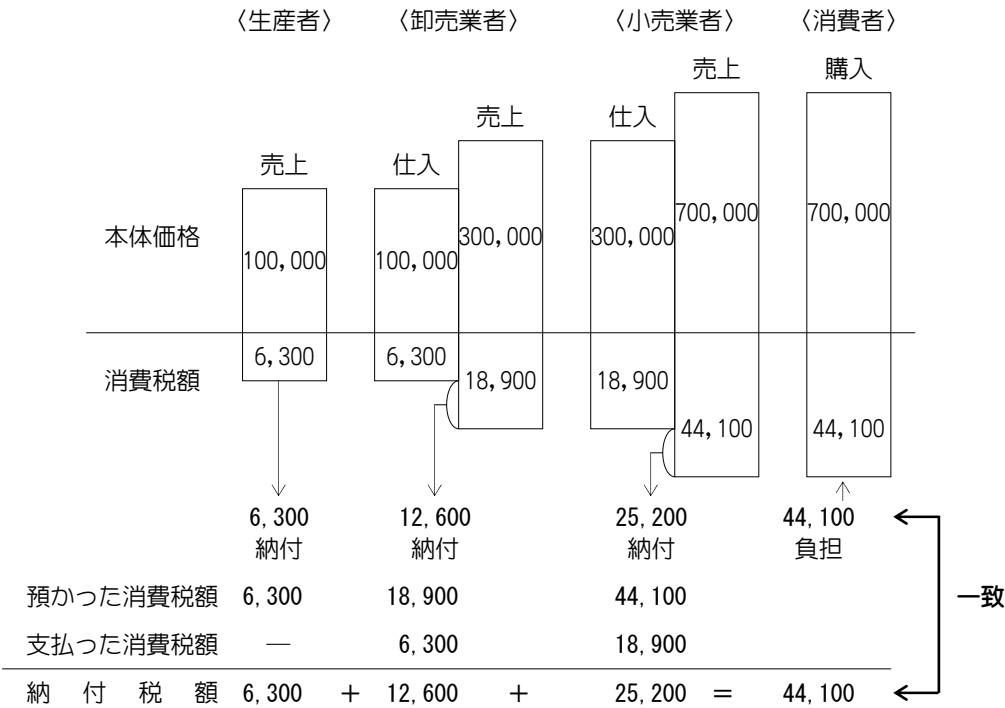
1 多段階累積控除

消費税は、事業者負担を求めるものではなく、事業者の販売する商品やサービスの価格に税額を上乗せさせて、最終的には商品などを消費した者が負担するものである。その流通の過程の各段階で二重三重に消費税が課税されないように、「多段階累積控除」の仕組みが採られている。

※ 税 率

消費税の税率は8%であるが、この内訳は、国税6.3%、地方税1.7%となっている。受験においては、**国税6.3%部分に着目**して学習することとなる。

【図 解】流通の過程



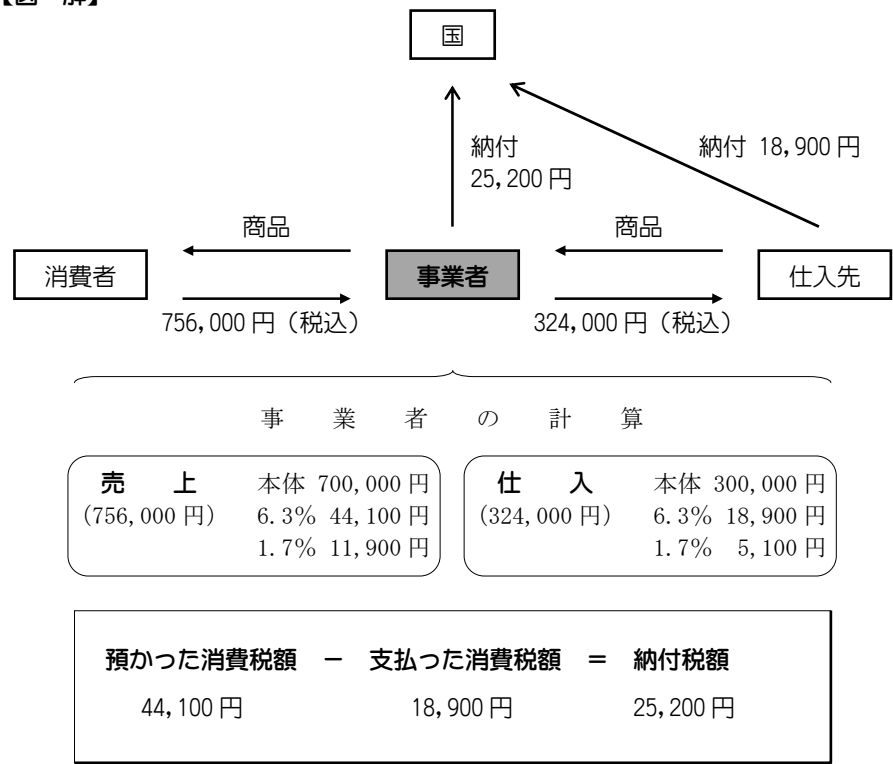
【多段階累積控除】

「預かった消費税額」－「支払った消費税額」＝「納付税額」

2 納付税額の計算の流れ

消費税の仕組みを一事業者の立場で考えると、資産の購入時に消費税を支払い、販売時に消費税を預かることとなり、その事業者は、「預かった消費税額」から「支払った消費税額」を差し引いて「納付税額」を計算し、納めることとなる。

【図 解】



設 例

次の資料から、納付税額を求めなさい。なお、金額は税込である。

- | | |
|--------------|--------------|
| (1) 課税売上高 | 129,817,728円 |
| (2) 課税仕入高 | 58,285,988円 |
| (3) 中間納付消費税額 | 2,080,000円 |

解 説

(1) 課税標準額に対する消費税額（預かった消費税額の計算）

① 「課税標準額」を求める。

イ 一課税期間中に行った課税売上げを税込のまま、すべて合計する。

ロ イの金額に $\frac{100}{108}$ を乗じる。（税抜にする。）

ハ ロの金額の千円未満の端数を切り捨てる。

$$129,817,728円 \times \frac{100}{108} = 120,201,600円 \longrightarrow 120,201,000円（千円未満切捨）$$

② 「課税標準額に対する消費税額」を求める。

①の課税標準額に6.3%を乗じる。

$$120,201,000円 \times 6.3\% = 7,572,663円$$

(2) 控除対象仕入税額（支払った消費税額の計算）

① 一課税期間中に行った課税仕入れを税込のまま、すべて合計する。

② ①の金額に $\frac{6.3}{108}$ を乗じる。（国税部分を求める。）

③ 円未満の端数は、切り捨てること。コメントを書く必要はない。

$$58,285,988円 \times \frac{6.3}{108} = 3,400,015円$$

(3) 差引税額

① 「課税標準額に対する消費税額」から「控除対象仕入税額」を差し引く。

② 百円未満の端数を切り捨てる。

$$7,572,663円 - 3,400,015円 = 4,172,648円 \longrightarrow 4,172,600円（百円未満切捨）$$

(4) 納付税額

中間納付として納付税額を一部前払いしている場合には、「差引税額」から「中間納付消費税額」を差し引いて「納付税額」を計算する。

$$4,172,600\text{円} - 2,080,000\text{円} = 2,092,600\text{円}$$

 計算パターン

1 課税標準額

$$\text{課税売上高（税込）} \times \frac{100}{108} = \text{XXX,XXX円}（*） \rightarrow \text{XXX,000円}$$

（千円未満切捨）

2 課税標準額に対する消費税額

$$\text{課税標準額} \times 6.3\% = \text{XXX,XXX円}$$

3 控除対象仕入税額

$$\text{課税仕入高（税込）} \times \frac{6.3}{108} = \text{XXX,XXX円}（*）$$

4 差引税額

$$\text{課税標準額に対する消費税額} - \text{控除対象仕入税額} = \text{XXX,XXX円} \rightarrow \text{XXX,X00円}$$

（百円未満切捨）

5 納付税額

$$\text{差引税額} - \text{中間納付消費税額} = \text{XXX,X00円}$$

（*）円未満の端数は、切り捨てること。コメントを書く必要はない。

 研究 還付を受ける税額があるとき

上記計算パターンにおいて、「課税標準額に対する消費税額」から「控除対象仕入税額」を控除して、控除しきれない場合の4、5の計算は次による。

4' 控除不足還付税額

$$\text{控除対象仕入税額} - \text{課税標準額に対する消費税額} = \text{XXX,XXX円}$$

※ 百円未満切捨はしない

5' 中間納付還付税額

$$\text{中間納付消費税額} - \text{差引税額} = \text{XXX,X00円}$$

 トレーニング 問題1～7

参 考 会 計 処 理

消費税の経理処理の方式としては、税込経理方式と税抜経理方式がある。

<経理方式と仕訳処理>

- (1) 仕入時 商品10,800,000円（税込み）を仕入れ、代金を買掛金とした。
- (2) 売上時 商品32,400,000円（税込み）を売上げ、代金を売掛金とした。
- (3) 決算時
- (4) 納付時 消費税額及び地方消費税額1,600,000円を現金で納付した。

区 分	仕	訳
	税 抜 経 理 方 式	税 込 経 理 方 式
(1)	(仕 入) 10,000,000円 (仮払消費税等) 800,000円 / (買 掛 金) 10,800,000円	(仕 入) 10,800,000円 ① / (買 掛 金) 10,800,000円
(2)	(売 掛 金) 32,400,000円 / (売 上) 30,000,000円 (仮受消費税等) 2,400,000円	(売 掛 金) 32,400,000円 / ② (売 上) 32,400,000円
(3)	(仮受消費税等) 2,400,000円 / (仮払消費税等) 800,000円 (未払消費税等) 1,600,000円	—
(4)	(未払消費税等) 1,600,000円 / (現 金) 1,600,000円	(租 税 公 課) 1,600,000円 / (現 金) 1,600,000円

<税込経理方式による損益計算書>

消費税法の計算学習は、主に税込経理方式による損益計算書等をベースに進められる。

損 益 計 算 書

I 売 上 高		32,400,000円②
II 売 上 原 価		
期首商品棚卸高	200,000円	
当期商品仕入高	10,800,000円①	
合 計	11,000,000円	
期末商品棚卸高	250,000円	10,750,000円
売 上 総 利 益		21,650,000円

<納付税額の計算>

(例) 次の場合における納付すべき消費税額を求めなさい。

課税売上高 32,400,000円

課税仕入高 10,800,000円

1 課税標準額

$$32,400,000円 \times \frac{100}{108} = 30,000,000円 \text{ (千円未満切捨)}$$

2 課税標準額に対する消費税額

$$30,000,000円 \times 6.3\% = 1,890,000円$$

3 控除対象仕入税額

$$10,800,000円 \times \frac{6.3}{108} = 630,000円$$

4 差引税額

$$1,890,000円 - 630,000円 = 1,260,000円 \text{ (百円未満切捨)}$$

<地方消費税額の計算>

$$1,260,000円 \times \frac{17}{63} = 340,000円 \text{ (百円未満切捨)}$$

なお、税抜経理方式の場合には次のとおりとなる。

(例) 課税売上高 30,000,000円 (仮受消費税等 2,400,000円)

課税仕入高 10,000,000円 (仮払消費税等 800,000円)

1 課税標準額

$$(30,000,000円 + 2,400,000円) \times \frac{\text{仮受消費税等 } 100}{108} = 30,000,000円 \text{ (千円未満切捨)}$$

2 課税標準額に対する消費税額

$$30,000,000円 \times 6.3\% = 1,890,000円$$

3 控除対象仕入税額

$$(10,000,000円 + 800,000円) \times \frac{\text{仮払消費税等 } 6.3}{108} = 630,000円$$

4 差引税額

$$1,890,000円 - 630,000円 = 1,260,000円 \text{ (百円未満切捨)}$$

消費税の概要

<メ モ>

テーマ 2

国内取引の課税の対象

理論：重要度 ★★★

計算：重要度 ★★★

消費税の納付税額を計算するにあたっては、どの取引に消費税が課税され、どの取引に課税されないのかを判断できなければならない。これは、消費税法を学習するにあたって、最も重要な論点である。

ここでは国内取引の課税の対象について学習する。

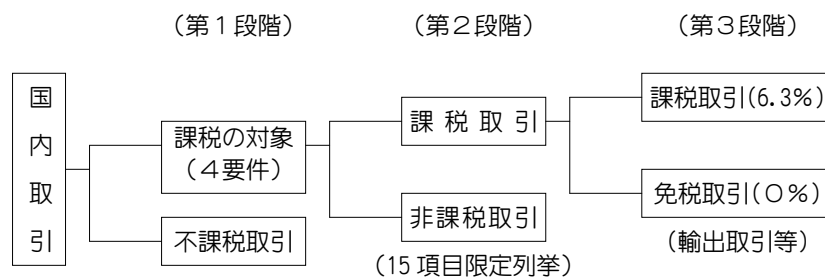


このテーマの学習内容

テーマ番号	学 習 内 容	学習回数
2-1	課税の対象の概要	No.1 第1回
2-2	国内において行うもの	No.1 第1回

2-1 課税の対象の概要

消費税が課税される取引を、次の手順に従って分類していくこととなる。



1 課税の対象と不課税取引

国内取引の分類の手順として第一にしなければならないのが、「課税の対象」と「不課税取引」を分けることである。

課税の対象とは「消費税法が適用されるもの」という意味である。この課税の対象とならない取引を不課税取引といい、消費税の計算では考慮しない。

(1) 課税の対象（国内取引）（法4①）

国内において事業者が行った**資産の譲渡等**には、**消費税を課する**。

(2) 資産の譲渡等（法2①八）

事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供をいう。

(3) 国内取引の課税の対象となるための4要件

上記(1)及び(2)から、次の4要件が導き出され、この**4要件をすべて満たした場合**に、国内取引の課税の対象（消費税法が適用されるもの）となる。

なお、この4要件は、**最重要論点**である。

- ① 国内において行うものであること。
- ② 事業者が事業として行うものであること。
- ③ 対価を得て行うものであること。
- ④ 資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供（※）であること。

※1 資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供（＝売上げ）

消費税法上は、取引の形態を次の3つに分類し、売上げを認識している。

- イ 資産の譲渡 …… 商品の販売、資産の売却など
- ロ 資産の貸付け … 建物の賃貸、自動車のレンタルなど
- ハ 役務の提供 …… サービスの提供（広告宣伝、修理など）を行うことなど

※2 資産の譲受け、借受け、役務の提供（＝仕入れ）

消費税法上は、取引の形態を次の3つに分類し、仕入れを認識している。

- イ 資産の譲受け … 商品の仕入れ、資産の購入など
- ロ 資産の借受け … 建物の賃借、自動車のレンタルなど
- ハ 役務の提供 …… サービスの提供（広告宣伝、修理など）を受けることなど

🔄 トレーニング 問題8(1)・9

設 例

次の取引のうち「課税の対象」となるものを選びなさい。なお、国内取引の要件は満たしているものとする。また、商品は非課税とされるものではない。

- (1) 法人が商品を国内の得意先に販売（有償の譲渡）した。
- (2) 法人が商品を国外の得意先に輸出版売した。
- (3) 法人が株式を売却（有償の譲渡）した。
- (4) 法人が従業員に車両を贈与（無償の譲渡）した。

解 説

【解 答】

- (1)、(2)、(3)

【解 説】

課税の対象の4要件をすべて満たすか否かを判定する。

ただし、本設例は問題文より「①国内において（国内取引）」という要件は満たしているため、残りの3つの要件について判定することとなる。

- (1) { ②事業者が事業として…法人が行う活動はすべて「事業として」に該当（テーマ2－3（P.37）において詳細学習）
③対価を得て…販売代金を収受している
④資産の譲渡・貸付け・役務の提供…商品の販売は「資産の譲渡」に該当

∴ 課税の対象となる

- (2) (1)と同様に判定 ∴ 課税の対象となる

(注) 輸出取引は、広い意味での国内取引に含まれるため（テーマ1－2（P.8）参照）、国内取引の要件は満たしていることに注意する。

- (3) { ②事業者が事業として…法人が行う活動はすべて「事業として」に該当
③対価を得て…売却代金を収受している
④資産の譲渡・貸付け・役務の提供…株式の売却は「資産の譲渡」に該当

∴ 課税の対象となる

- (4) { ②事業者が事業として…法人が行う活動はすべて「事業として」に該当
③対価を得て…贈与であるため、対価を収受していない
④資産の譲渡・貸付け・役務の提供…車両の贈与は「資産の譲渡」に該当

∴ 課税の対象とならない

 トレーニング 問題10

2 課税取引と非課税取引

(1) 非課税取引（法6①）

「税の性格から課税することになじまないもの」や「社会政策的な配慮に基づくもの」等の特殊な性質のものをいくつか選び出し、限定して、それらについて消費税を課税しないこととしている。

国内において行われる資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものには、消費税を課さない。

国内取引の非課税【別表第一】

税の性格から課税することになじまないもの
1 土地等の譲渡、貸付け
2 有価証券等の譲渡
3 利子を対価とする金銭の貸付け等
4 郵便切手類、印紙及び証紙の譲渡
5 物品切手等の譲渡
6 行政手数料等
7 外国為替業務に係る役務の提供
社会政策的な配慮に基づくもの
8 社会保険医療等
9 社会福祉事業等
10 助産に係る資産の譲渡等
11 埋葬料、火葬料を対価とする役務の提供
12 身体障害者用物品の譲渡等
13 学校等の教育に関する役務の提供
14 教科用図書の譲渡
15 住宅の貸付け

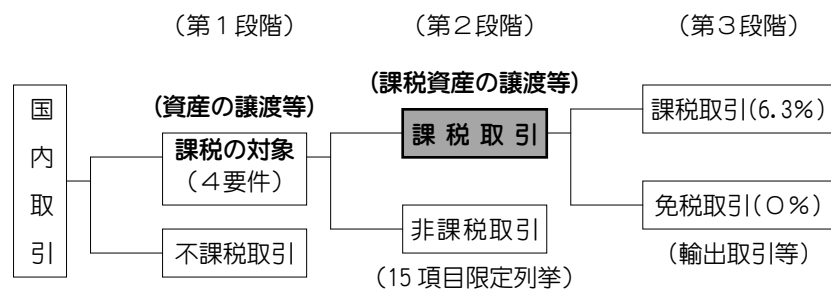
課税の対象

(2) 課税取引（法2①九）

「資産の譲渡等」から上記(1)の「非課税取引」を除いた取引が「課税取引」となる。条文上は「課税資産の譲渡等」として規定されている。

課税資産の譲渡等とは、資産の譲渡等のうち、国内取引の非課税の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものをいう。

【図 解】



③ 免税取引

「消費地課税主義」や「国際競争力の低下防止」の観点から、一定の輸出取引については消費税を免除する規定が定められている。

【輸出免税等】（法7①）

事業者が国内において行う課税資産の譲渡等のうち、**輸出取引等（※）**に該当するものについては、**消費税を免除する。**

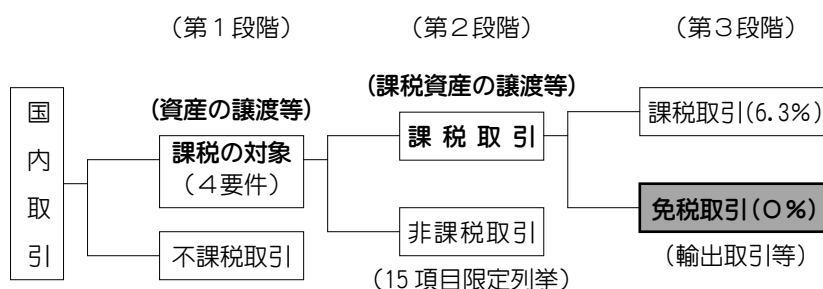
※ 輸出取引等とは

- ① 本邦からの輸出として行われる資産の譲渡又は貸付け
- ② …以下省略

免税取引は、課税資産の譲渡等（課税取引）ではあるが、消費税がかからないことから、この「免税取引」のことを「**0%課税取引**」とも呼ぶ。

詳細は、テーマ6（P.73～）で学習する。

【図 解】



参考 消費地課税主義とは？

国内において消費される商品やサービスについて税負担を求めることを「**消費地課税主義**」という。したがって、日本の消費税を輸出先である国外（法施行地外）に居住する者に負担させることを防ぐため、法施行地外で消費される輸出取引等については、消費税を免除している。

設 例

次の取引を「課税取引（6.3%）」「免税取引」「非課税取引」「不課税取引」に分類しなさい。

なお、国内取引の要件は満たしているものとする。また、商品は非課税とされるものではない。

- (1) 法人が商品を国内の得意先に販売（有償の譲渡）した。
- (2) 法人が商品を国外の得意先に輸出販売した。
- (3) 法人が株式を売却（有償の譲渡）した。
- (4) 法人が従業員に車両を贈与（無償の譲渡）した。

解 説

【解 答】

- (1) 課税取引（6.3%）
- (2) 免税取引
- (3) 非課税取引
- (4) 不課税取引

【解 説】

- (1) 第1段階…課税の対象の4要件を満たすため、課税の対象となる
第2段階…非課税取引に該当しない
第3段階…輸出取引等に該当しない ∴ 課税取引（6.3%）
- (2) 第1段階…課税の対象の4要件を満たすため、課税の対象となる
第2段階…非課税取引に該当しない
第3段階…輸出取引等に該当する ∴ 免税取引
- (3) 第1段階…課税の対象の4要件を満たすため、課税の対象となる
第2段階…非課税取引（有価証券等の譲渡）に該当する ∴ 非課税取引
- (4) 第1段階…課税の対象の4要件を満たしていない（対価を収受していない）ため、不課税取引となる

2-2 国内において行うもの

資産の譲渡等が国内において行われたかどうかの判定は、次の場所が国内にあるかどうかにより行う。

1 資産の譲渡又は貸付け（法4③一、令6①）

原則	譲渡又は貸付けが行われる時における、その資産の所在場所
例外	その資産が船舶、特許権等である場合には、その譲渡又は貸付けが行われる時における、登録機関の所在地その他一定の所在地等

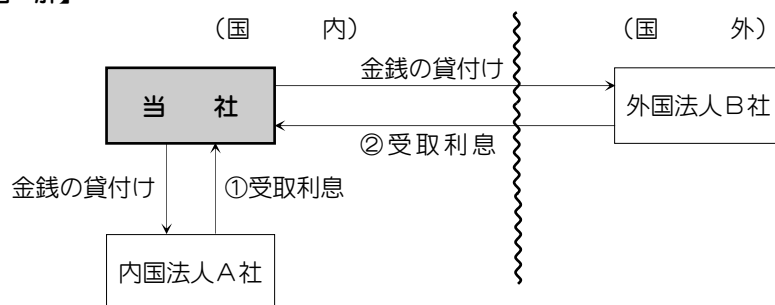
2 役務の提供（法4③二、令6②）

原則	役務の提供が行われた場所
例外	その役務の提供が運輸、通信その他国内及び国外にわたって行われるものである場合には、出発地、発送地又は到着地その他一定の場所

3 利子を対価とする金銭の貸付け等（令6③）

貸付け等を行う者の、その貸付け等に係る事務所等の所在地

【図 解】



①、②いずれの受取利息も、貸付け等に係る事務所等の所在地が国内であるため、国内取引に該当する。

プラスα 国内取引の判定

1 資産の譲渡又は貸付けの場合の例外の細目（令6①）

船	舶	船舶の登録機関の所在地	
航	空	機	航空機の登録機関の所在地
鉱	業	権	鉱区の所在地
租	鉱	権	租鉱区の所在地
採	石	権等	採石場の所在地
特	許	権	登録機関の所在地 〔 2以上の国において登録をしている場合には、 権利の譲渡又は貸付けを行う者の住所地 〕
実	用	新案権	
意	匠	権	
商	標	権	
上記権利の利用権等			
公	共	施設等運営権	公共施設等の所在地
著	作	権	これらのものの譲渡又は貸付けを行う者の住所地
特別の技術による生産方式（ノウハウ）			
営	業	権	これらの権利に係る事業を行う者の住所地
漁	業	権	
入	漁	権	
有価証券（ゴルフ場利用株式等を除く）			有価証券が所在していた場所
登	録	国債	登録機関の所在地
合名会社等の出資者持分			持分に係る法人の本店又は主たる事務所の所在地
金	銭	債権	金銭債権に係る債権者の譲渡に係る事務所等の所在地
ゴルフ場利用株式等			ゴルフ場等の所在地
上記のほかその所在していた場所が明らかでない場合			譲渡又は貸付けを行う者のその譲渡又は貸付けに係る事務所等の所在地

※ { 住 所 地……住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
 事務所等の所在地……事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地

2 役務の提供の場合の例外の細目（令6②）

国 際 運 輸	出発地、発送地又は到着地のいずれか
国 際 通 信	発信地又は受信地のいずれか
国 際 郵 便 等	差出地又は配達地のいずれか
保 険	保険会社の保険契約に係る事務所等の所在地
情 報 の 提 供	情報の提供を行う者の情報の提供に係る事務所等の所在地
設 計	設計を行う者の設計に係る事務所等の所在地
生産設備等の建設又は製造に関する調査、企画、立案等に係る役務の提供 〔専門的な科学技術に関する知識を必要とするものに限る〕	建設又は製造に必要な資材の大部分が調達される場所
上記のほか役務の提供が国内及び国外にわたって行われるものその他の役務の提供が行われた場所が明らかでないもの	役務の提供を行う者の役務の提供に係る事務所等の所在地

➡理論テキスト 1-2



留意点 国内取引の判定のポイント

(1) 資産の譲渡又は貸付けの場合

- ① 原 則 譲渡又は貸付け時におけるその資産の所在場所
- ② 例 外 譲渡又は貸付け時における登録機関等の所在地

(2) 役務の提供の場合

- ① 原 則 役務の提供地
- ② 例 外 発送地等又は到着地等

(3) 利子を対価とする金銭の貸付け等

貸付け等を行う者のその貸付け等に係る事務所等の所在地

※ 受験上、特に指示がない場合は国内取引として取扱う。

設 例

次に掲げる取引のうち、国内取引となるものを選びなさい。

- (1) 内国法人がハワイにある建物を売却する行為
- (2) 内国法人が鹿児島にある土地を貸付ける行為
- (3) 内国法人が大阪から京都まで貨物を輸送する行為
- (4) 内国法人が東京から香港への国際電話料金を受取る行為
- (5) 内国法人が内国法人（銀行）から預金の利息を受取る行為
- (6) 内国法人が外国法人から貸付金の利息を受取る行為

解 説

【解 答】

(2)、(3)、(4)、(5)、(6)

【解 説】

- (1) 売却時の建物の所在場所がハワイであるため国外取引
- (2) 貸付け時の土地の所在場所が日本であるため国内取引
- (3) 大阪・京都間は国内の運輸であるため国内取引
- (4) 国際電話は発信地が日本であるため国内取引
- (5)(6) 貸付け等を行う者の貸付け等に係る事務所等の所在地が日本であるため、いずれも国内取引

➡トレーニング 問題11・12

テーマ 3

輸入取引の課税の対象

理論：重要度 ★★

計算：重要度 ★

消費税の納付税額を計算するにあたっては、どの取引に消費税が課税され、どの取引に課税されないのかを判断できなければならない。これは、消費税法を学習するにあたって、最も重要な論点である。

ここでは輸入取引の課税の対象の概要を学習する。



このテーマの学習内容

テーマ番号	学 習 内 容	学習回数
3-1	課税の対象の概要	No.1 第1回

3-1 課税の対象の概要

海外から資産を輸入し、国内で消費する場合には、「消費地課税主義」の見地から、消費税を課することとなっている。

1 課税の対象（法4②）

保税地域から引き取られる外国貨物には、消費税を課する。

2 非課税（別表第二）

輸入取引についても、国内取引と同様に、消費税を課さない非課税項目が定められている。

保税地域から引き取られる外国貨物のうち、別表第二に掲げるものには、消費税を課さない。

【輸入取引の非課税【別表第二】】

- 1 有価証券等
- 2 郵便切手類
- 3 印 紙
- 4 証 紙
- 5 物品切手等
- 6 身体障害者用物品
- 7 教科用図書

➡トレーニング 問題8(2)

! 今回のポイント

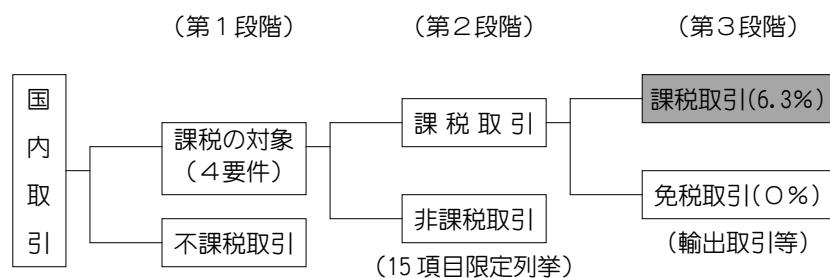
●テーマ1 消費税の概要

1. 消費税の税率は8%であるが、その内訳は国税6.3%、地方消費税1.7%である。
2. 消費税は「間接税」である。
3. 消費税においては、「国内取引」と「輸入取引」に分けて課税する。
4. 消費税において、事業者とは「個人事業者」と「法人」をいう。
5. 消費税の納付税額は、「預かった消費税額」から「支払った消費税額」を差し引いて求める。計算パターンをしっかりと押さえること。

●テーマ2 国内取引の課税の対象

1. 課税の対象となるための4要件を押さえる。
 - ① 国内において行うものであること。
 - ② 事業者が事業として行うものであること。
 - ③ 対価を得て行うものであること。
 - ④ 資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供であること。

2. 次のチャート図を押さえること。



3. 「国内取引の判定」の詳細を押さえる。

【国内取引の判定のポイント】

(1) 資産の譲渡又は貸付けの場合

原則	譲渡又は貸付け時におけるその資産の所在場所
例外	譲渡又は貸付け時における登録機関等の所在地

(2) 役務の提供の場合

原則	役務の提供地
例外	発送地等又は到着地等

(3) 利子を対価とする金銭の貸付け等の場合

貸付け等を行う者のその貸付け等に係る事務所等の所在地

<メ モ>

トレーニング

<今回の学習内容>

第1回講義 使用ページ
年内完結 問題1～12

問題編

- ※ 解答にあたっては、当課税期間（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）に行った課税資産の譲渡等及び課税仕入れについての税率は、すべて8%（消費税6.3%、地方消費税1.7%）を適用するものとする。
- また、制限時間については、計算過程を適宜作成し、計算する時間の目安としてください。

問題 1 消費税の概要**基礎**

- ㊦ 2分 -

次のかっこの中に適当な語句（又は数字）を記入しなさい。

- (1) 消費税の税率は8%であるが、この内訳は、国税〔 ① 〕%と地方税〔 ② 〕%となっている。
- (2) 消費税においては、〔 ③ 〕取引と〔 ④ 〕取引をまとめた広い意味での〔 ③ 〕取引、及び〔 ⑤ 〕取引について課税している。
- (3) 消費税法上、事業者とは〔 ⑥ 〕及び〔 ⑦ 〕をいう。
- (4) 消費税の納付税額の計算は、一事業者の一課税期間における、「預かった消費税額」から「〔 ⑧ 〕消費税額」を差し引いて「〔 ⑨ 〕」を求め、さらに「中間納付消費税額」を控除して「〔 ⑩ 〕」を計算する。
- (5) 法人税、所得税又は相続税のように税の負担者と納税者が同一である税金を直接税というが、消費税は税の負担者と納税者が異なる税金であるため〔 ⑪ 〕という。

問題 2 納付税額の計算・その1**基礎**

- ㊦ 1分 -

次のかっこの中に適当な語句（又は数字）を記入しなさい。

- (1) 課税標準額

$$\text{課税売上高（税込）} \times \text{〔 ① 〕} = \text{XXX, XXX円} \longrightarrow \text{XXX, 000円}$$

（千円未満切捨）
- (2) 課税標準額に対する消費税額

$$\text{課税標準額} \times \text{〔 ② 〕} = \text{XXX, XXX円}$$
- (3) 控除対象仕入税額

$$\text{課税仕入高（税込）} \times \text{〔 ③ 〕} = \text{XXX, XXX円}$$
- (4) 差引税額

$$\text{〔 ④ 〕} - \text{〔 ⑤ 〕} = \text{XXX, XXX円} \longrightarrow \text{XXX, X00円}$$

（百円未満切捨）
- (5) 納付税額

$$\text{差引税額} - \text{〔 ⑥ 〕} = \text{XXX, X00円}$$

問題 3 納付税額の計算・その2**基礎**

- ㊦ 1分 -

次の資料から、納付税額を求めなさい。

- | | |
|-----------------------------|--------------|
| (1) 課税標準額に対する消費税額（預かった消費税額） | 1, 575, 000円 |
| (2) 控除対象仕入税額（支払った消費税額） | 799, 960円 |
| (3) 中間納付消費税額 | 525, 000円 |

問題4 納付税額の計算・その3

基礎

—🕒 3分—

次の資料から、納付税額を求めなさい。

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 課税売上高 (税込) | 27,000,972円 |
| (2) 課税仕入高 (税込) | 13,713,600円 |
| (3) 中間納付消費税額 | 525,000円 |

問題5 納付税額の計算・その4

基礎

—🕒 3分—

次の資料から、納付税額を求めなさい。

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 課税売上高 (税込) | 32,401,000円 |
| (2) 課税仕入高 (税込) | 18,856,800円 |
| (3) 中間納付消費税額 | 360,000円 |

問題6 納付税額の計算・その5 (シートあり)

基礎

—🕒 2分—

次の資料から、納付税額を求めなさい。

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 課税売上高 (税込) | 44,625,735円 |
| (2) 課税仕入高 (税込) | 29,887,000円 |
| (3) 中間納付消費税額 | 300,000円 |

問題7 納付税額の計算・その6 (シートあり)

基礎

—🕒 2分—

次の資料から、申告すべき税額を求めなさい。

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 課税売上高 (税込) | 44,155,230円 |
| (2) 課税仕入高 (税込) | 40,726,150円 |
| (3) 中間納付消費税額 | 100,000円 |

問題8 課税の対象・その1**基礎**

- ㊦ 1分 -

- (1) 消費税法第4条第1項に規定する「国内取引の課税の対象」について述べなさい。
- (2) 消費税法第4条第2項に規定する「輸入取引の課税の対象」について述べなさい。

問題9 課税の対象・その2**基礎**

- ㊦ 1分 -

消費税法第2条第1項第8号に規定する「資産の譲渡等の定義」について述べなさい。

ただし、規定中のかっこ書きについては解答不要とする。

問題10 取引の分類・その1**基礎**

- ㊦ 3分 -

次の取引について、課税の対象（消費税法の適用を受けるもの）となるものに○を、課税の対象とならないものに×を付しなさい。

- (1) 国内において法人が商品を得意先に販売（有償の譲渡）した。
- (2) 国内において法人が商品に従業員に贈与（無償の譲渡）した。
- (3) 国外において法人が商品を得意先に販売した。
- (4) 国内において法人が商品を国外の得意先に輸出販売した。
- (5) 国内において法人が建物を売却した。
- (6) 国内において法人が土地を売却した。
- (7) 国内において法人が株式を売却した。
- (8) 国内において法人が土地を有償で貸付けた。
- (9) 国内において法人が土地を無償で貸付けた。
- (10) 国内において法人が建物を有償で貸付けた。
- (11) 国内において法人が建物を無償で貸付けた。
- (12) 国内において法人が貨物の運送を請け負い、運送料を収受した。
- (13) 国内において法人が無償で広告宣伝を請け負った。
- (14) 国内において法人が広告宣伝をし、宣伝料を収受した。
- (15) 国外において法人が広告宣伝をし、宣伝料を収受した。
- (16) 国内において法人が他社の商品を保管し、保管料を収受した。

問題11 国内取引の判定・その1

基礎

—🕒 4分—

次の取引のうち、国内取引となるものに○、ならないものに×を付しなさい。

【資産の譲渡又は貸付けの場合】

- (1) 内国法人が日本に所有する土地を外国法人に対し売却した。
- (2) 外国法人が日本に所有する土地を内国法人に対し売却した。
- (3) 内国法人がハワイに所有する土地を外国法人に対し売却した。
- (4) 外国法人がハワイに所有する土地を内国法人に対し売却した。
- (5) 内国法人が日本にある商品を外国法人に対し販売した。
- (6) 内国法人が国外の支店にある商品を外国法人に対し販売した。
- (7) 外国法人がニューヨークにある商品を内国法人に対し販売した。
- (8) 内国法人が日本に所有する建物を内国法人に対し貸付けた。
- (9) 内国法人がハワイに所有する建物を内国法人に対し貸付けた。
- (10) 内国法人がハワイに所有する建物を外国法人に対し貸付けた。

【役務の提供の場合】

- (11) 内国法人（運送会社）が東京から大阪へ荷物を輸送した。
- (12) 外国法人（運送会社）がフィリピンから日本へ荷物を輸送した。
- (13) 内国法人（電話会社）が東京から香港への国際電話料金を収受した。
- (14) 内国法人（電話会社）が香港から東京への国際電話料金を収受した。

【金銭の貸付け等の場合】

- (15) 内国法人が他の内国法人に対し金銭の貸付けを行い、利息を収受した。
- (16) 外国法人が他の外国法人に対し金銭の貸付けを行い、利息を収受した。

問題12 国内取引の判定・その2**応用**
— 5分 —

次の取引のうち、国内取引となるものに○、ならないものに×を付しなさい。

【資産の譲渡又は貸付けの場合】

- (1) 内国法人が行う国内で製造した製品の国内における販売
- (2) 内国法人が行う国内で製造した製品の外国法人への輸出版売
- (3) 内国法人が行う海外支店における製品の販売（当該製品は国内で製造され、海外支店へ移送されたものである。）
- (4) 内国法人が行う海外で製造した製品の海外における販売
- (5) 外国法人が行う日本支店における商品の販売
- (6) 内国法人が行う国内に所有する建物の貸付け
- (7) 内国法人が行う特許権（日本で登録されている。）の売却
- (8) 内国法人が行う特許権（アメリカ合衆国で登録されている。）の貸付け
- (9) 内国法人が行う特許権（日本とドイツの両国で登録されている。）の貸付け
- (10) 内国法人が行うノウハウの貸付け

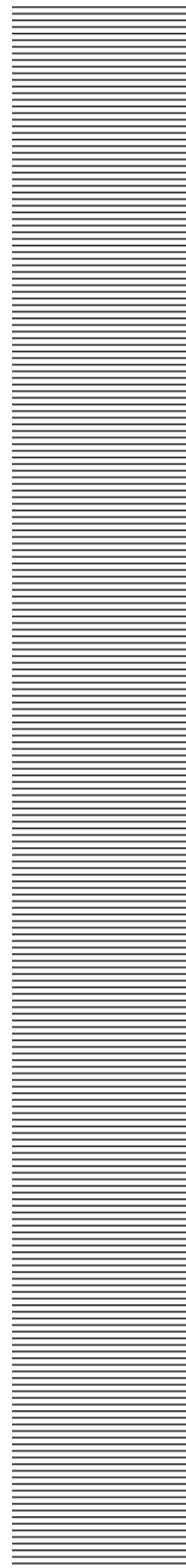
【役務の提供の場合】

- (11) 内国法人が国内において行う広告宣伝
- (12) 内国法人が国内の市場調査に関して行う情報の提供
- (13) 内国法人が国内において行う設計
- (14) 内国法人が国外において行う建設工事

【金銭の貸付け等の場合】

- (15) 内国法人が行う外国法人に対する金銭の貸付け
- (16) 外国法人が行う内国法人に対する金銭の貸付け

解 答 編



問題1 消費税の概要

- ① [6.3] ② [1.7] ③ [国 内]
 ④ [輸 出] ⑤ [輸 入] ⑥ [個人事業者]
 ⑦ [法 人] ⑧ [支払った] ⑨ [差引税額]
 ⑩ [納付税額] ⑪ [間接税] (注) ⑥と⑦は順不同。

【解答への道】

本試験では、国税6.3%に着目して税額計算を行う。消費税法においては「国内取引」と「輸入取引」について課税しているが、「輸入取引」は「仕入れ」の概念であることに注意すること。(No.2 第1回で学習する。)

問題2 納付税額の計算・その1

- ① [$\frac{100}{108}$] ② [6.3%] ③ [$\frac{6.3}{108}$]
 ④ [課税標準額に対する消費税額] ⑤ [控除対象仕入税額]
 ⑥ [中間納付消費税額]

【解答への道】

どの段階でどのような計算をしているのかをしっかりと確認すること。

上記①から⑥の語句(又は数字)は消費税法の学習のスタートにあたり、最低限覚えるべき項目として押さえておくこと。

問題3 納付税額の計算・その2

1 差引税額

$$1,575,000円 - 799,960円 = 775,040円 \longrightarrow 775,000円 \text{ (百円未満切捨)}$$

2 納付税額

$$775,000円 - 525,000円 = 250,000円$$

【解答への道】

差引税額は、「預かった消費税額」から「支払った消費税額」を差し引いて求める。その際、「百円未満切捨」を忘れないこと。

納付税額は、差引税額から消費税の前払いである「中間納付消費税額」を差し引いて求める。

問題4 納付税額の計算・その3

1 課税標準額

$$27,000,972\text{円} \times \frac{100}{108} = 25,000,900\text{円} \longrightarrow 25,000,000\text{円} \text{（千円未満切捨）}$$

2 課税標準額に対する消費税額

$$25,000,000\text{円} \times 6.3\% = 1,575,000\text{円}$$

3 控除対象仕入税額

$$13,713,600\text{円} \times \frac{6.3}{108} = 799,960\text{円}$$

4 差引税額

$$1,575,000\text{円} - 799,960\text{円} = 775,040\text{円} \longrightarrow 775,000\text{円} \text{（百円未満切捨）}$$

5 納付税額

$$775,000\text{円} - 525,000\text{円} = 250,000\text{円}$$

【解答への道】

1 「課税標準額」の求め方

(1) 税込課税売上高に $\frac{100}{108}$ を乗じて、税抜き処理をする。

(2) 千円未満の端数を切り捨てる。

※ 解答上、「千円未満切捨」のコメントを付すこと。

2 「課税標準額に対する消費税額」は、「課税標準額」に6.3%を乗じて計算する。

3 「控除対象仕入税額」は、税込課税仕入高に $\frac{6.3}{108}$ を乗じて求める。

この際、円未満の端数は切り捨てるが、解答上は特にこの旨を表示する必要はない。

4 「差引税額」の求め方

(1) 「課税標準額に対する消費税額」から「控除対象仕入税額」を差し引く。

(2) 百円未満の端数を切り捨てる。

※ 解答上、「百円未満切捨」のコメントを付すこと。

この差引税額が、一事業者が一課税期間（税金計算の基礎となる期間）で納めるべき消費税額である。

5 「納付税額」は、「差引税額」から「中間納付消費税額」を差し引いて求める。

問題5 納付税額の計算・その4

1 課税標準額

$$32,401,000円 \times \frac{100}{108} = 30,000,925円 \longrightarrow 30,000,000円 \text{ (千円未満切捨)}$$

2 課税標準額に対する消費税額

$$30,000,000円 \times 6.3\% = 1,890,000円$$

3 控除対象仕入税額

$$18,856,800円 \times \frac{6.3}{108} = 1,099,980円$$

4 差引税額

$$1,890,000円 - 1,099,980円 = 790,020円 \longrightarrow 790,000円 \text{ (百円未満切捨)}$$

5 納付税額

$$790,000円 - 360,000円 = 430,000円$$

問題6 納付税額の計算・その5

区 分	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
課 税 標 準 額	41,320,000円	$44,625,735円 \times \frac{100}{108} = 41,320,125円$ $\longrightarrow 41,320,000円$ (千円未満切捨)
課税標準額に対する消費税額	2,603,160円	$41,320,000円 \times 6.3\% = 2,603,160円$
控除対象仕入税額	1,743,408円	$29,887,000円 \times \frac{6.3}{108} = 1,743,408円$
納 付 税 額	559,700円	(1) 差引税額 $2,603,160円 - 1,743,408円 = 859,752円$ $\longrightarrow 859,700円$ (百円未満切捨) (2) 納付税額 $859,700円 - 300,000円 = 559,700円$

区分欄の各項目は答案用紙に記載されている。したがって、どの区分欄でどんな計算をするのかを身につけること。金額欄への転記も忘れずに行うこと。

問題7 納付税額の計算・その6

区 分	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
課 税 標 準 額	40,884,000円	$44,155,230円 \times \frac{100}{108} = 40,884,472円$ $\longrightarrow 40,884,000円$ (千円未満切捨)
課税標準額に対する消費税額	2,575,692円	$40,884,000円 \times 6.3\% = 2,575,692円$
控除対象仕入税額	2,375,692円	$40,726,150円 \times \frac{6.3}{108} = 2,375,692円$
差 引 税 額	200,000円	$2,575,692円 - 2,375,692円 = 200,000円$ (百円未満切捨)
納 付 税 額	100,000円	$200,000円 - 100,000円 = 100,000円$

問題8 課税の対象・その1

- (1) 国内において事業者が行った資産の譲渡等には、消費税を課する。
- (2) 保税地域から引き取られる外国貨物には、消費税を課する。

【解答への道】

(1)では、「事業者が」を「事業として」と書かないようにすること。

(1)及び(2)の結論は、「消費税を課する」であり「消費税を課税する」ではないことに注意すること。

問題9 課税の対象・その2

事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供をいう。

【解答への道】

規定中のかつこ書きとは「代物弁済による資産の譲渡その他対価を得て行われる資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に類する行為として一定のものを含む。」であるが、この内容に関しては後日学習する。

問題10 取引の分類・その1

- (1) ○
- (2) × 贈与（無償の譲渡）は、対価を得ていないため、課税の対象に該当しない。
- (3) × 国内取引でないため、課税の対象に該当しない。
- (4) ○ 輸出取引は、広い意味での国内取引に含まれるため、課税の対象に該当する。
- (5) ○
- (6) ○
- (7) ○
- (8) ○
- (9) × 対価を得ていないため、課税の対象に該当しない。
- (10) ○
- (11) × 対価を得ていないため、課税の対象に該当しない。
- (12) ○
- (13) × 対価を得ていないため、課税の対象に該当しない。
- (14) ○
- (15) × 国内取引でないため、課税の対象に該当しない。
- (16) ○

【解答への道】

「法人」が行う取引は、すべて「事業者が事業として」に該当する。（No.1 第2回で詳しく学習する。）したがって、「国内において」及び「対価を得て行う」に注意が必要である。

課税の対象の4要件をしっかりと確認すること。

問題11 国内取引の判定・その1

- (1) ○ 譲渡の時における資産の所在場所が国内
- (2) ○ 譲渡の時における資産の所在場所が国内
- (3) × 譲渡の時における資産の所在場所が国外
- (4) × 譲渡の時における資産の所在場所が国外
- (5) ○ 譲渡の時における資産の所在場所が国内
- (6) × 譲渡の時における資産の所在場所が国外
- (7) × 譲渡の時における資産の所在場所が国外
- (8) ○ 貸付けの時における資産の所在場所が国内
- (9) × 貸付けの時における資産の所在場所が国外
- (10) × 貸付けの時における資産の所在場所が国外
- (11) ○ 役務の提供地が国内
- (12) ○ 到着地が国内
- (13) ○ 発信地が国内
- (14) ○ 受信地が国内
- (15) ○ 金銭の貸付け等を行う者の事務所等の所在地が国内
- (16) × 金銭の貸付け等を行う者の事務所等の所在地が国外

【解答への道】

1 国内取引の判定のポイント

次に掲げる場所が「国内（日本）」である場合、国内取引に該当する。

(1) 資産の譲渡又は貸付け

- ① 原則 譲渡又は貸付け時における資産の所在場所
- ② 例外 譲渡又は貸付け時における登録機関等の所在地

(2) 役務の提供

- ① 原則 役務の提供地
- ② 例外 発送地等又は到着地等

(3) 金銭の貸付け等

貸付け等を行う者のその貸付け等に係る事務所等の所在地

2 国内取引の判定では、その取引を行う者や取引の相手先が居住者か非居住者かは問わない。

問題12 国内取引の判定・その2

- (1) ○ 譲渡の時における資産の所在場所が国内
- (2) ○ 譲渡の時における資産の所在場所が国内（輸出取引は広い意味での国内取引に含まれる）
- (3) × 譲渡の時における資産の所在場所が国外（製造した場所で判定しないことに注意する）
- (4) × 譲渡の時における資産の所在場所が国外
- (5) ○ 譲渡の時における資産の所在場所が国内
- (6) ○ 貸付けの時における資産の所在場所が国内
- (7) ○ 譲渡の時における登録機関の所在地が国内
- (8) × 貸付けの時における登録機関の所在地が国外
- (9) ○ 貸付けの時における貸付けを行う者の住所地が国内
- (10) ○ 貸付けの時における貸付けを行う者の住所地が国内
- (11) ○ 役務の提供が行われた場所が国内
- (12) ○ 情報の提供を行う者の情報の提供に係る事務所等の所在地が国内
- (13) ○ 設計を行う者の設計に係る事務所等の所在地が国内
- (14) × 役務の提供（建設工事）が行われた場所が国外
- (15) ○ 金銭の貸付け等を行う者の事務所等の所在地が国内
- (16) × 金銭の貸付け等を行う者の事務所等の所在地が国外

【解答への道】

1 資産の譲渡又は貸付け

- (1)～(6) 譲渡又は貸付けの時における資産の所在場所で判定
- (7)(8) 特許権等については、その譲渡又は貸付けの時における登録機関の所在地で判定
- (9) 2以上の国において登録をしている場合には、その譲渡又は貸付けの時におけるその譲渡又は貸付けを行う者の住所地で判定
- (10) 著作権等（ノウハウ）については、著作権等の譲渡又は貸付けの時におけるその譲渡又は貸付けを行う者の住所地で判定

2 役務の提供

- (11)(14) 役務の提供が行われた場所で判定
- (12)(13) 情報の提供又は設計については、情報の提供又は設計を行う者の情報の提供又は設計に係る事務所等の所在地で判定

3 金銭の貸付け等

- (15)(16) 貸付け等を行う者のその貸付け等に係る事務所等の所在地で判定

4 国内取引の判定では、その取引を行う者や取引の相手先が居住者か非居住者かは問わない。